

(令和6年度版)

栗原市看護学生修学資金貸付要項

《貸付けの手引き》

(追加募集)



栗原市医療局 医療管理課

目 次

1	看護学生修学資金の貸付けを受ける皆さんへ	1
2	募集人員	1
3	修学資金の貸付額及び貸付期間	1
4	申請期限及び面接審査日	1
5	修学資金貸付申請手続き	1
6	貸付（承認・不承認）決定	1
7	誓約書等の提出	2
8	修学資金の交付	2
9	借用証書の提出	2
10	貸付けの休止	2
11	貸付けの停止	2
12	修学資金の返還	2
13	修学資金の返還猶予	3
14	修学資金の返還免除	3
15	届出義務	4
16	在学証明書	4
17	申請書の提出先及び問い合わせ先	4
18	主な提出書類一覧表	5
19	栗原市看護学生修学資金貸付事業に係るQ&A	6
20	修学資金の返還免除の対象となる市立病院等	10

1 看護学生修学資金の貸付けを受ける皆さんへ

(1) この修学資金貸付制度は、保健師、助産師又は看護師（以下「看護師等」という。）を養成する文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している方（入学予定の方を含む。）で、将来、栗原市立病院及び診療所（以下「市立病院等」という。）において看護師の業務に従事しようとする方に対し、修学資金をお貸しすることにより、それらの方の修学を容易にし、市立病院等における看護師の確保を図ることを目的とした制度です。

(2) この修学資金は、養成施設を卒業後、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に1年を加えた期間（以下「義務年限」という。）中断することなく看護師の業務に従事した場合は、貸付けを受けた修学資金の返還が免除されます。

しかし、養成施設を卒業する年度内に実施される看護師の国家試験に合格できなかったり、卒業後に市立病院等で看護師の業務に従事しなかった場合には、借受けた修学資金を返還しなければなりませんので注意してください。

(3) 修学資金の貸付けを受けた方は、この制度の趣旨を正しく理解され、養成施設の在学中はもとより、卒業後も返還、猶予及び免除等の事務手続きがありますので、この手引きをよく読んで手続きを怠らないように注意してください。

2 募集人員

2人

3 修学資金の貸付額及び貸付期間

- (1) 貸付金額 月額50,000円（無利子）
- (2) 貸付期間 貸付けが決定された月から養成施設を最短で卒業する月まで
※4年間が限度

4 申請期限及び面接審査日

- ・申請期限 令和7年1月31日（金）
- ・面接審査日 募集開始から令和7年2月までの間で随時日程調整の上、日時及び会場を直接本人に連絡します。

5 修学資金貸付申請手続き

修学資金の貸付けを受けようとする方は、看護学生修学資金貸付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 履歴事項等調書（様式第2号）
- ② 戸籍謄本
- ③ 在学を証明する書類〔在学証明書〕
養成施設（学校）入学前の場合は添付不要。
- ④ 申請者と生計を同じくする方全員の所得証明書

6 貸付（承認・不承認）決定

申請者に貸付（承認・不承認）決定通知書を送付します。

7 誓約書等の提出

修学資金の貸付けを決定された方（以下「借受者」という。）は、**決定通知書を受けた日から14日以内**に次の書類を提出してください。

- ① 連帯保証人が連署した看護学生修学資金貸付誓約書（様式第4号）
※様式は被貸付者に送付します。連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。
- ② 口座振込依頼書（様式第5号）
※様式は被貸付者に送付します。通帳の写しを添付してください。
- ③ 養成施設（学校）の在学証明書

8 修学資金の交付

修学資金は、次の時期に借受者が指定した金融機関の口座に振込みます。

- | | | | |
|-------|------|---|-----|
| 4月から | 6月分 | → | 4月 |
| 7月から | 9月分 | → | 7月 |
| 10月から | 12月分 | → | 10月 |
| 1月から | 3月分 | → | 1月 |

※初回の交付については、貸付決定の月によって上記とは異なる場合があります。

9 借用証書の提出

借受者は、**修学資金の最後の交付を受けた日から14日以内**に連帯保証人が連署した借用証書（様式第6号）を提出してください。

※連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

10 貸付けの休止

借受者が養成施設在学中に**休学**又は**停学**の処分を受けたときは、その期間中の貸付けは休止します。

※貸付けの休止期間は、処分を受けた月の翌月分から復学した月分までとなります。

11 貸付けの停止

借受者が次のいずれかに該当したときは、貸付けを停止します。

- ① 養成施設を退学したとき。
- ② 心身の故障のため、養成施設での修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ③ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ④ 死亡したとき。

※貸付けの停止は、上記の事由が発生した翌月分からとなります。

12 修学資金の返還

(1) この**修学資金は貸付けしたものですので、返還することが原則**です。

(2) 返還しなければならない場合は、次のとおりです。

- ① 前記「11 貸付けの停止」のいずれかに該当し、貸付けの停止を受けたとき。
- ② 養成施設を卒業する年度内に行われる看護師の国家試験に合格しなかったとき。
- ③ 養成施設の卒業後、直ちに市立病院等の正規職員とならなかったとき。（職員採用

試験に合格しなかったとき。)

- ④ 養成施設の卒業後、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事し、義務年限（貸付期間＋1年）に達しなかったとき。

(3) 返還期間

修学資金を返還しなければならない事由が生じた月の翌月から起算して、**修学資金の貸付けを受けていた期間内**とします。

※返還の猶予を受けた場合は、その期間も含みます。

(4) 返還手続き

- ① **返還しなければならない事由が生じた日から30日以内**に看護学生修学資金返還明細書（様式第9号）を提出しなければなりません。

- ② ①の返還明細書を提出した後に、修学資金の返還方法を変更しようとするときは、看護学生修学資金返還方法変更承認申請書（様式第10号）を提出しなければなりません。

(5) 返還方法

- ① 返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等返還となります。また、繰上げて返還することもできます。

- ② 返還明細書に基づいて最寄りの金融機関から栗原市発行の納付書により納付していただくか栗原市指定金融機関へ振込んでいただくこととなります。（振込手数料は払込者側の負担となります。）

- ③ 修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額に年14.5%の割合で計算した延滞利息を徴収することとなりますので、返還期日は厳守してください。

また、借受者が返還を滞った場合は、連帯保証人に対して返還を請求することとなります。

13 修学資金の返還猶予

借受者が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を猶予します。

返還の猶予を申請するときは、次のいずれかに該当することを証明する書類（辞令や在学証明書の写し等）を添えて、それぞれの**事由が生じた日から14日以内**に看護学生修学資金返還猶予申請書（様式第11号）を提出してください。

ただし、**返還猶予の理由が継続する期間内**は、**毎年4月20日まで**に返還の猶予に該当する理由を証明する書類（辞令や在学証明書の写し等）を添えて、看護学生修学資金返還猶予申請書（様式第11号）を提出する必要があります。

- ① 養成施設を卒業する年度内に行われる看護師の国家試験に合格し、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事しているとき。
- ② 修学資金の貸付けを受けたときに在学していた養成施設を卒業した後、他の養成施設に進学し、在学しているとき。
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められるとき。

14 修学資金の返還免除

借受者が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を免除することができます。

返還の免除を申請するときは、次のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、それぞれの事由が生じた日から14日以内に看護学生修学資金返還免除申請書（様式第7号）を提出してください。

- ① 養成施設を卒業する年度内に行われる看護師の国家試験に合格し、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事し、義務年限（貸付期間＋1年）に達したとき。
- ② ①の在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
- ③ その他特別の理由により市長が必要と認めるとき。

15 届出義務

次のいずれかに該当するときは、それぞれの事由が生じた日から14日以内に書類を届出する必要があります。これらの届出は連帯保証人に報告します。

(1) 届出書（様式第13号）

- ① 借受者又は連帯保証人の氏名等に異動があったとき。
- ② 借受者が養成施設を休学、復学、退学又は卒業したとき。
- ③ 養成施設において借受者が留年・停学又は退学処分を受けたとき。
- ④ 修学資金の返還猶予を受けている借受者が、返還猶予に該当しなくなったとき。

※上記の事実を証明する住民票や処分通知書等の写しを添付してください。

(2) 連帯保証人変更届（様式第14号）

死亡その他の理由により連帯保証人を変更するとき。

※新しい連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

※連帯保証人を変更する理由を証明する書類（死亡の場合は戸籍謄本又は戸籍抄本）を添付してください。

(3) 死亡届（様式第15号）

借受者が死亡したときは、連帯保証人が届出しなければなりません。

※戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。

16 在学証明書

借受者は、養成施設に在学している間、毎年4月20日ごろまでに所属する学年を記載した在学証明書を提出しなければなりません。

17 申請書の提出先及び問い合わせ先

宮城県栗原市医療局 医療管理課総務係

〒987-2205

宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1（栗原市立栗原中央病院内）

TEL 0228-21-5631 FAX 0228-21-5632

ホームページ <https://www.kuriharacity.jp> E-mail medical@kuriharacity.jp

18 主な提出書類一覧表

区 分		提出する書類
在 学 中	☆ 在学を証明する書類	① 所属する学年が記載された在学証明書
	☆ 休学、留年、復学又は停学の処分を受けたとき	① 届出書（様式第13号） ② 届出内容の事実を証明する書類
	☆ 退学したとき	① 届出書（様式第13号） ② 修学資金返還明細書（様式第9号） ③ 届出内容の事実を証明する書類
	☆ 借受者又は連帯保証人の住所や氏名等に異動があったとき	① 届出書（様式第13号） ② 届出内容の事実を証明する書類
	☆ 死亡その他の理由により連帯保証人を変更するとき	① 連帯保証人変更届（様式第14号） ② 変更する理由を証明する書類
	☆ 借受者が死亡したとき	① 死亡届（様式第15号） ② 戸籍謄本又は戸籍抄本 ※ 届出人は連帯保証人となります。
卒 業 時	☆ 更に保健師又は助産師の免許を取得するため、別の養成施設に進学したとき	① 修学資金返還猶予申請書（様式第11号） ② 進学した養成施設の在学証明書
	☆ 直ちに市立病院等に就業したとき	① 修学資金返還猶予申請書（様式第11号） ② 採用辞令の写し
	☆ 市立病院等以外の施設に就業したとき ☆ 卒業する年度内に行われる看護師の国家試験に合格しなかったとき ☆ 直ちに市立病院等に就業しなかったとき	① 修学資金返還明細書（様式第9号）
	☆ 借受者又は連帯保証人の住所や氏名等に異動があったとき	① 届出書（様式第13号） ② 住所や氏名等に異動があったことを証明する書類
返 還 猶 予 中	☆ 死亡その他の理由により連帯保証人を変更するとき	① 連帯保証人変更届（様式第14号） ② 変更する理由を証明する書類
	☆ 猶予の理由が継続する期間内（年度を越えるとき）	① 修学資金返還猶予申請書（様式第11号） ② 毎年4月1日現在の借受者の状況が確認できる書類（在学証明書・辞令の写し等）
	☆ 出産、病気等で看護師の業務を一時中断するとき	① 修学資金返還猶予申請書（様式第11号） ② 中断する理由を証明する書類
	☆ 貸付けの停止を受けたとき ☆ 卒業後、看護師等の免許が取得できなかったとき ☆ 卒業後、直ちに正規職員として市立病院等の看護師の業務に従事しなかったとき ☆ 義務年限に達しなかったとき	① 修学資金返還明細書（様式第9号）
返 還 免 除	☆ 卒業後、直ちに市立病院等の正規職員となり、引き続き看護師の業務に従事し義務年限に達したとき ☆ 上記の在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき	① 修学資金返還免除申請書（様式第7号） ② 返還免除を申請する理由を証明する書類（辞令の写し等）

19 栗原市看護学生修学資金貸付事業に係るQ & A

Q 1〔貸付期間①〕

修学資金は、養成学校を卒業するまで貸付けを受けられるのでしょうか。

- ④ 貸付決定を受けた方は、養成学校を最短で卒業するまでの貸付けになります。4年間が限度です。

Q 2〔貸付期間②〕

2年次や3年次から申請することは可能でしょうか。

- ④ 在学中の学生を対象としておりますので、1年次からとは限らず2年次や3年次からの申請も可能です。

なお、貸付年度ごとにあらかじめ申請受付期間を設けていますが、募集人員に達しない場合は随時募集しますので、その場合は、年度途中からの申請も可能です。

Q 3〔貸付けの辞退〕

貸付けを途中で辞退した場合はどうなるのでしょうか。

- ④ 貸付けした修学資金を返還していただくこととなります。返還方法はQ 9のとおりです。

Q 4〔進学時の貸付け①〕

3年課程の養成施設の1年次に在学していて修学資金の承認決定をいただきましたが、養成学校を卒業後、助産師の免許取得のため、他の養成施設に進学したいと考えています。

その場合、進学後も引き続き修学資金を借り受けることができるのでしょうか。

- ④ 修学資金の貸付けは、承認決定した期間になりますので、3年課程の養成施設を卒業する時点で貸付けが完了します。よって、進学時に、貸付け完了に伴う手続きと進学を理由とした返還の猶予に関する手続きをしていただき、さらに、新たに貸付けを申請していただくこととなります。

ただし、貸付期間は4年間が限度ですので、進学時の貸付けは1年間になります。

Q 5〔進学時の貸付け②〕

看護学校に在学して3年間修学資金の貸付を受けました。看護学校を卒業すると同時に看護師の国家試験に合格し、助産師の資格も得たいので助産師の養成施設に進学し、更に1年間の修学資金の貸付を受けることになりました。

そこで、看護師の資格は得ていますが助産師の国家試験に不合格だった場合は、助産師の養成施設に行くために貸付けを受けた修学資金は返還することになるのですか。また、市立病院の看護師として従事する義務年限は何年になるのですか。

- ④ 助産師の資格が得られなくても市立病院等の看護師として業務に従事し、義務年限に達すれば、貸付けを受けた4年間分の修学資金が返還猶予又は免除の対象となります。

ただし、義務年限は貸付を受けた4年間に1年を加えた5年間になります。

Q 6 [休学期間の取り扱い]

休学した場合、その期間は貸付期間に含まれるのでしょうか。

- ④ 貸付期間は、貸付けを決定した日から4年間を限度としております。よって、貸付けは休止しますが、休学した期間も貸付期間には含まれますので、貸付期間が3年間に決定された方が6か月間休学した場合、貸付けを受けられる期間は2年6か月間となります。

Q 7 [市立病院等への採用]

貸付けの決定を受ければ、養成施設卒業後、市立病院の正規職員として看護師業務に従事することができるのでしょうか。

- ④ 市立病院や診療所の正規職員になるためには、栗原市病院事業が実施する看護師採用試験を受験していただき、採用試験に合格し、かつ、看護師の国家試験に合格することが条件になります。よって、貸付けを受けた方に、将来、市立病院等の正規職員として採用することを約束しているものではありません。

Q 8 [返還①]

養成施設を卒業し、直ちに市立病院等の正規職員として看護師の業務に従事したが、返還免除の義務年限に達する前に退職した場合、返還は発生するのでしょうか。

- ④ 公務によらない病気やけが等により義務年限満了前に退職した場合は、返還の対象となります。返還方法はQ 9のとおりです。

Q 9 [返還②]

返還はどのような方法で行うのでしょうか。

- ④ 返還方法には、月賦（月払い）、半年賦（半年払い）及び年賦（年払い）の均等払いになりますので、この中から選び、返還しなければならない理由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間に相当する期間内に全額を返還していただくこととなります。

返還期日や返還額をいくりにするかについては、借受者の状況に合わせてある程度自由に設定できますので、無理のない返還計画を立てるようにしてください。返還計画は、看護学生修学資金返還明細書（様式第9号）に記入して提出していただきます。

納入方法は、返還計画に基づき、納入期限までに最寄りの金融機関から栗原市発行の納付書により納付していただくか栗原市指定金融機関へ振込むこととなります。（振込手数料は払込者側の負担となります。）

なお、正当な理由がなく納入期限までに納入されない場合は、年率14.5%の延滞利息が課せられますのでご注意ください。

Q 10 [返還猶予①]

養成施設卒業後、市立病院や診療所ではなく別の医療機関に就職し、貸付金を返還することになりましたが、来年以降の看護師採用試験に合格して市立病院や診療所の看護師として勤務した場合、返還の猶予や免除を受けることができますか。

- ④ できません。返還の猶予や免除を受ける場合は、養成施設を卒業後、直ちに看護師として市立病院か診療所に勤務する必要がありますので、この場合は全額返還してい

ただくこととなります。

Q11〔返還猶予②〕

養成施設卒業時に看護師が取得できませんでした。来年の国家試験で合格すれば返還の猶予や免除の対象となりますか。

㊤ あくまでも養成施設を卒業する年度内に行われる国家試験に合格しなければ対象にはなりません。この場合、全額返還していただくこととなります。

Q12〔返還猶予③〕

養成施設を卒業後、福祉関係を専攻する大学に進学したいと考えていますが、大学在学中の返還を猶予していただくことはできますか。

㊤ この場合、猶予の対象にはなりません。猶予の対象となるのは保健師、助産師又は看護師の養成施設に進学した場合であり、それ以外の学校は対象外ですので、全額返還していただくこととなります。

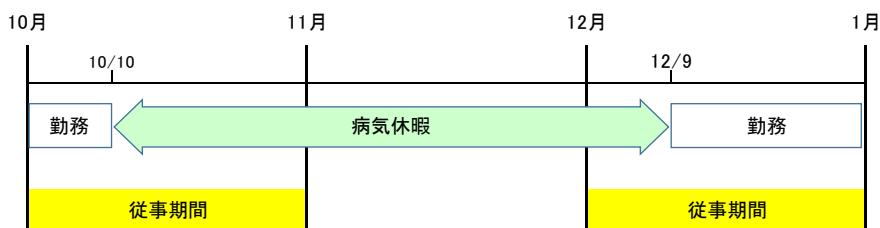
Q13〔返還猶予④〕

養成施設を卒業後、直ちに市立病院か診療所の職員になり、引き続き従事している途中に、病気やけが、産前産後休暇、育児休業等で従事できなかった期間が生じたときは、返還しなければならないのですか。

㊤ この場合、病気休暇や産前産後休暇、育児休業等を取得した期間は従事期間に含まれませんが、返還猶予の対象になりますので、診断書等により返還猶予の変更手続きが必要となります。

期間については、例えば、10月10日から12月9日まで病気休暇を取得し、その前後の期間は業務に従事した場合、勤務期間がある10月と12月は従事期間とみなしますので、この場合の従事できなかった期間は11月の1か月間となり、返還猶予期間を延長します。

月の途中まで勤務した場合（従事期間の考え方）



産休・育休を取得した場合（猶予期間の延長）

養成学校			市立病院等勤務					返還免除
1学年	2学年	3学年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
貸付			勤務		産休・育休	勤務		
計			計					
貸付期間	3年							3年
従事期間			2年			2年		4年
猶予期間			2年	1年		2年		5年

Q14〔免除①〕

義務年限内で、勤務先が異動になった場合、免除が受けられなくなるのですか。

- ④ 市立3病院・4診療所間で勤務場所が変わる場合もありますが、全て義務年限として通算されます。

ただし、義務年限満了前に市立病院又は診療所を退職して別の医療機関に就職した場合は返還の対象となります。

Q15〔免除②〕

養成施設の卒業と同時に看護師の国家試験に合格しましたが、正規職員ではなく、パートとして市立病院に勤務することになりました。この場合、返還の免除又は猶予の対象にはなりませんか。

- ④ 対象にはなりません。養成施設卒業後、直ちに看護師の国家試験に合格し、かつ、栗原市病院事業が実施する看護師採用試験を受験していただき、採用試験に合格することが必要です。よって、採用試験に合格しないで臨時職員や非常勤職員、パートで勤務した場合は、返還の対象となります。

Q16〔その他①〕

修学資金の貸付を受けている期間内で、養成施設に在学しているときに住所が変わったときは、どうすればよいのですか。

- ④ 住所等が変わったときは、届出書の提出が必要です。住民票の写しなどを添付して届出をしてください。

Q17〔その他②〕

修学資金が振込まれている口座を変更したいのですが、どうすればよいですか。

- ④ 新たに通帳の写しを添付して口座振込依頼書（様式第5号）を提出してください。
ただし、振込時期（振込月の4月、7月、10月、1月）と重なった場合、指定された口座に振込みできないこともありますので、事前に電話等で相談してください。

Q18〔その他③〕

連帯保証人を変更したいのですが、どうすればよいのですか。

- ④ 本来、連帯保証人は特別の理由がなければ変更することはできません。
ただし、死亡等によりどうしても変更しなければならないときは、連帯保証人変更届（様式第14号）を提出してください。

20 修学資金の返還免除の対象となる市立病院等

◎病院

病院名（所在地）	診療科目
	病床数
栗原市立栗原中央病院 （栗原市築館宮野中央3丁目1番地1）	内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経内科、 消化器内科、外科、整形外科、小児科、産婦人 科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、リ ハビリテーション科、精神科、麻酔科、放射線 科、病理診断科 一般病床269床、療養病床 15床、感染症病床1 床、結核病床28床
栗原市立若柳病院 （栗原市若柳字川北原畑23番地4）	内科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、 リハビリテーション科 一般病床 45床、療養病床 30床
栗原市立栗駒病院 （栗原市栗駒岩ヶ崎松木田10番地1）	内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科 療養病床 45床

◎診療所

診療所名（所在地）	診療科目
	病床数
栗原市立高清水診療所 （栗原市高清水桜丁7番地）	内科 なし
栗原市立瀬峰診療所 （栗原市瀬峰長者原37番地2）	内科 なし
栗原市立鶯沢診療所 （栗原市鶯沢南郷広面38番地1）	内科、歯科（休診中） なし
栗原市立花山診療所 （栗原市花山字本沢北ノ前78番地2）	内科、眼科 なし